

欄中  
(原稿誤り)

一ページ二段二行目から六行目は次のとおりの誤り。  
○日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する件  
日本政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生に関する件  
令和六年三月三十日（号外特第二十八号）公布  
経済産業省令第二十七号（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）  
(原稿誤り)

三三三三ページ終りから一二行目「様式第八の四まで中」は「様式第八の四まで（様式第六の二別紙3を除く）中」の誤り。  
三三三四ページ六行目「様式第十七中」は「様式第十七（備考を除く。）中」の誤り。  
同ページ終りから八行目「施行規則第18条の2第2の規定」は「施行規則第18条の2第2項の規定」の誤り。  
同ページ終りから四行目「様式第二十八及び様式第二十九中」は「様式第二十九中」の誤り。  
令和六年七月十二日（号外特第二十九号）外務省告示第二百一号（日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国との間の協定）の誤り。

法律施行規則第20条第4項に改める。  
同ページ終りから四行目「様式第二十八及び様式第二十九中」は「様式第二十九中」の誤り。  
令和六年七月十二日（号外特第二十九号）外務省告示第二百一号（日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国との間の協定）の誤り。

(原稿誤り)

一ページ二行目「日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国との間の協定」は「日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国との間の協定」の誤り。

取扱規程の一部を改正する告示  
(原稿誤り)

一ページ二行目「日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国との間の協定」の誤り。

誤

正

令和六年六月十八日（号外特第二十九号）外務省告示第二百一号（日本国における自衛隊とドイツ連邦共和国との間の協定）の誤り。

（ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程の一部を改正する告示）  
(原稿誤り)

六 上 八  
終りから  
三号 告示 第九  
令和六年経済  
省告示第十九  
改正後による  
この告示

六 上 八  
終りから  
三号 告示 第九  
令和六年経済  
省告示第十九  
改正後による  
この告示